

2022 年度（令和 4 年度）活動方針案

（2022 年（令和 4 年）11 月 1 日から 2023 年（令和 5 年）10 月 31 日まで）

認定特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

1 今年度の重点事項

- 1.1 インドのトラとゾウの生息地における保護活動では、山火事など、気候変動にもかかわる脅威へ対処する
- 1.2 イリオモテヤマネコの生息地における保護活動では、西表島への入島観光客数の総量規制実現に向けて関係機関への働きかけを強化するとともに、西表島支部やまねこパトロールの装備を大幅にリニューアルするとともに、活動体制の強化をはかる
- 1.3 政策提言活動では、ワシントン条約 CoP19 での決定を機に、日本の国内象牙市場閉鎖に向けた大きな進展をはかるとともに、東京都へ都内の象牙市場閉鎖のための条例制定を働きかける
- 1.4 教育普及活動では、動物園と協働することによる、質が高く波及効果のあるプログラムを模索する
- 1.5 月ごとの寄附＝マンスリーサポートの積極的な案内や、クラウドファンディングの実施により、個人からの寄附を増やす

JTEF の柱となる 3 つの活動

- ① 野生生物が人為的な脅威によって危機にさらされている「**生息地における保護活動**」
- ② 野生生物の生息地の外であっても、一人一人が人と野生の生きものとの共存に向かって行動するための「**野生生物保護に関する教育・普及**」
- ③ 人と野生の生きものとの共存を公共政策の要とするための「**野生生物保護に関する政策提言**」

2 事業の展開

2.1 インドのトラおよびアジアゾウの生息地支援

昨年度以降、ニューノーマル期の JTEF×WTI のトラ・ゾウ生息地保護活動実施の基本方針を、両団体の協議によりブラッシュアップしてきました。これまでは中央インドでトラ、南インドでゾウというプロジェクトの切り分けをしており、この基本は変わりませんが、近年中央インドにゾウが分布を広げていること、南インドもトラの重要な生息域であることから、中央インドと南インドの両地域で、トラとゾウの双方に利益のある保護活動に重点を置いていきます。現時点での活動項目は、1) トラとゾウのコリドーを確保していくこと、2) 人とトラ・ゾウとの間のトラブルを防止・緩和すること、3) 生息地内の森林火災を予防し、延焼を防止すること（最新の延焼防止・消化機材の導入等）です。特に、3) の森林火災は、その深刻さが急速に増しています。昨年度から始めた新たな取り組みですが、今年度もトラやゾウの生息地に対する森林火災の影響を抑止するための対策を加えていきます。これらを的確に実現するために、中断していたインドの現場での活動状況の視察と現場協議を再開します。

2.2 イリオモテヤマネコの生息地支援

日本政府の2度にわたる推薦の結果、西表島等は2021年7月に世界自然遺産リストに記載登録されました。当初懸念された観光客の急増は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大きく抑制され、2021年の入域客数は12万人程度と、新型コロナウイルス流行前の2019年(29万人)との比較で40%程度と大幅に落ち込みました。ところが、2022年になると客足は大きく回復し、後半は2019年に並ぶペースで、最終的には23万人に達する勢いです。今後、イリオモテヤマネコの交通事故が増加するリスクは徐々に高まっているといえます。オーバーツーリズムからイリオモテヤマネコと西表島の自然を将来にわたって保護するためには、西表島への入島観光客の総量規制が必要です。これを実現できるよう、国、県、町、そして世界遺産委員会のために世界自然遺産の管理を監視する専門機関への働きかけを強めていきます。

今後の本格的な来島者増を見据え、財源が確保できれば、新たに事務局用の車両を導入してパトロール体制を強化するほか、イリオモテヤマネコの路上出没多発地点での注意喚起活動を積極的に行っていきます。また、西部の現地マネージャーに加え、新たに東部地域のマネージャーを雇用し、主に東部地区(大原)地区のパトロールメンバーの取りまとめやイベントや「ヤマネコのいるくらし授業」における調整や補助を担ってもらうなど、事務局の体制を強化していきます。

毎年開催している「イリオモテヤマネコの日」イベントについては、新型コロナウイルスの影響で、一昨年は中止、昨年はオンラインとなってしまいましたが、2022年度は対面での開催を目指します。

2.3 国内象牙市場閉鎖

2019年のワシントン条約第18回締約国会議(CoP18)は、日本を含む国内象牙市場未閉鎖国に対して、自国の象牙市場が密猟や違法取引に寄与しないと保証できるだけの措置がとられていることについて報告するよう求めていました。この報告が2022年3月にリヨンで開催された第74回常設委員会で審議されました。その際、各国政府から、市場閉鎖を追求していくべきだという指摘が相次ぎ、国内象牙市場閉鎖の推進に各国が積極的であることが改めて明らかになりました。さらに、アフリカの2か国は特に名指しで日本市場の問題をとりあげていました。このような状況下で、2022年11月14~25日に第19回締約国会議(CoP19 パナマ)に向けてアフリカ諸国が議案を提出し、国内象牙市場閉鎖のさらなる推進と、依然開かれたままの合法象牙市場の速やかな閉鎖を求めました。その結果、未だに存在する合法象牙市場と世界で摘発されている象牙押収との関わりを分析を検討することが決まり、2023年の第75回常設委員会(ジュネーブ)で進捗報告、2024年の第76回常設委員会には検討結果の報告がなされることになりました。この機に、日本の国内象牙市場閉鎖が実現するよう、海外のNGOと協力し、それぞれの条約会議にオブザーバー参加して各国へ働きかけを行っていきます。

2020年1月に設置された東京都の「象牙取引規制に関する有識者会議」は、コロナ禍の中、行きつ、戻りつした末、3月29日に開催された最終会合で採択された報告書に、JTEFが求めていた(東京都内で)狭い例外を除く象牙製品の取引を禁止する法的措置の検討が盛り込まれました。この条例が実現するよう、東京都に働きかけていきます。

2.4 教育・普及、広報について

JTEFがつながりを持っている東京都と横浜市の動物園では、動物園の役割としての野生動物

保護の教育普及についてスタッフの意識が高まっている印象があります。そこで、何らかの形で動物園との協働による教育プログラムを模索することとします。

3 活動資金の確保について

大幅な円安傾向により、海外からの助成金（ドル建て）は目減りする一方、インドへの支援額（ドル建て）は同じなのに負担が増す見通しです。一方、2021年度の個人寄附は、ヤマネコが健闘したものの、トラは減少し、ゾウも大口の随時寄付を除けば減少しています。このような事情で、活動資金の確保は、今年度の大きな課題になります。

助成金の獲得など資金源の全般について強化を図りますが、特に以下の点に力点を置きます。

- ・個人の寄付者に対しては、都度都度の送金手続を省きつつ、寄附額を若干増やしていただける月ごとの寄附＝マンスリーサポート（カード決済）を積極的に案内していきます。
- ・一昨年度、昨年度同様、クラウドファンディングに力を入れていきます。

4 事務局体制

本部については、次の体制を維持します。

理事長（主な担当業務：生息地支援、教育・普及、広報、財務）

事務局長（主な担当業務：生息地支援、政策提言、広報、財務）

総務担当（総務、経理、会員管理、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事業・広報担当（教育・普及を中心とした事業、広報、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事務局長一人の体制であった西表島支部については、沖縄県のNPOとして独立することを目指します。その際、これまで行ってきた夜間パトロールやヤマネコのいるくらし授業等のルーティンとなっている活動を継続しつつ、そのすそ野を広げ、内容もより充実させるためには、業務量の増大は避けられません。そこで、財政的な手当てができ次第、事務局体制の強化をはかるべく、パートタイム・スタッフの確保を目指します。

以上

別紙

【野生生物保護実現に向けた理念】

人間の存在を前提にする以上、人間が自らのふるまいを制御することで、抑制されている野生生物の自然な進化を解き放つことが、「野生生物保護」を実現する唯一の道である。つまり、「野生生物保護」は、人間がそのふるまいを自己調節する結果として、野生生物が人間と「共」に地球上に「存」在するという形で実現する。

したがって、状態としての「野生生物保護」は、「人と野生生物との共存」という標語で表現することもできる。だが、単純に「野生生物保護」を「人と野生生物との共存」と言い換えてしまうと、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の意義が忘れられがちになる。「野生生物保護」の実現にとって重要なのは、人間が積極的に人為的脅威の除去を行うというプロセスであって、共存は（人間の存在を前提とするが故の）結果に過ぎない。

今日では、「人と野生生物との共存（共生）」が、多くの自然保護をめざす非営利組織ばかりでなく企業や政府にとっての目標ともなっている。しかし、そこに込められた理念には、それぞれの間にながらぬ違いがある。これは、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の重視の程度に差があることによる。（一般論としてはともかく）具体的な事例において、行政、企業、大規模な非営利組織が、人間社会がその時々都合により妥協できる範囲の「容赦」を恩恵的に野生生物に与えればよいと言わんばかりの行動をとることがしばしばみられる。これは、自らのふるまいを調節することへの消極的な志向を示している。その根本には、野生生物を人間が利用すべき資源、またはその時代、時代の人間社会にとって好ましい環境の一要素となりうる物、としかとらえない見方がある。

これに対し、JTEFは野生の生きものの立場に立って物事を考えることで「野生の世界をそっと大切に」というように、相手方（野生の生きもの）を尊重する意識をもった上で、人間のふるまいを積極的に調整することを「野生生物保護」実現の理念とする。それは、プロセスとしての「野生生物保護」を融通無碍にせず、厳格に考える立場ともいえる。